

の鞍覆を用ふるは、殆んど三家に同じき程なればなり。こは忠成巧みに將軍の意を迎合し、傍ら子女縁付きに盡力したる褒賞に出でたるならんも、時人は跋扈の極なりとて、將軍家は水野出羽を如何ともなし難く、水野は土方縫殿助を如何ともする能はずと評し合へりと、土方は忠成の公用人にて、忠成いかに思ふとも、此土方が同心せざるに於ては何事も成らず、又將軍いかに思ふも、水野が同心なき事は行はれずとの意なりと。されど此説は誤りなるが如し、そは文政四年に再び松前家へ蝦夷一圓を返地ありし時、東湖隨筆に「松前家舊領を復する^(中)此事水野羽州執政の時なれども之を知らず、全く特志より出たる由、其源は、一橋儀同公へ松前家より内願し、公より將軍家御内聽に入れ^(中)時の松前奉行も前日まで夢にも知らでありけると」云々と見えたるにて推知すべし。

さて將軍の子女を縁付けたる中に、尾張齋温天保十年に薨じたれば、幕府は重ねて田安齊莊を以て其嗣となしたるに、尾張の家臣中之に服せざる者數人、中にも大橋善之進、吉田平内等は上書して其不可なるを陳じ、一時中々の騒ぎなりしを、稍くにして鎮定せり。又是より先き文政十二年水戸齊修薨じて嗣なきにより、幕府は、水野忠成をして、家齊の子清水宮内卿を以て相續せしむべき内意を下さしめ其事成りなんとしけるに、國元なる有志の面々之を肯んせず、先公の弟敬三郎を立てんと一致し、續々江戸へ出で、養子排斥に力を盡さんとする者引きも切らず、形勢尋常ならざるより、

流石の幕府も辟易して、遂に養子は沙汰止みとなり、敬三郎嗣立するに至れり。以上は表立ちたる反抗の一二なり、其他内々にて反抗せるもの少からずと雖も、何れも權勢に怖れて泣寝入りとなれり。右の敬三郎は即ち有名の烈公なり、されば水戸家の幕府より屢々譴責を受け、始終不首尾なりしは、一は齊昭(烈公)の英邁を忌みしに相違なきも、此養子排斥は、水戸一藩を忌むの原因となりしなり。

財政の作略、家齊の隱居

用度の奢麗と悪貨の濫造——大久保忠真、家齊の讓職

〔用度の奢麗と悪貨の濫造〕 右の如く家齊親政以來、京都の手入れより、凡百の事悉く誇張せるより、寛政の節略主義は自然に烟散し、漸次財政に困難を來し、かば、之が救治として質素儉約を主張せしも、自ら唱へて自ら破るを以て些の功を見ず、茲に於て例の貨幣改鑄の議興れり。當時の勸定奉行の調書に據るに、寛政の初松平定信全權以來種々の節儉法を用ひしかば、寛政十年即ち僅々十年の間に、府庫の剩餘は金三十三萬八千兩に上れり。こは剩餘とはいへ、種々の融通法等に依て得たる収入の増加其過半に居れり。然るに文化異船の事より、北海の警備、内海の防備等、不時

の費用多々なるより、之が補足の目的にて蝦夷地を直轄とせしは抑もの誤りなりき。元より幾多の資本を投じ、數十年の後を待ちて、其利益を収むるの計畫にあらず、實收金三十餘萬の松前家を、罪を構造して之を一萬二千石の少祿の地に移し、之に依て既に三十萬兩の利益を奪ひたれば、其三分の一を収むるも、漸々諸種の事業を擴張するに於ては、殆んど無盡藏なるべしと、所謂鼻元思案の計畫に出でし事として、實地着手するに及び、百事案に相違し、且つ例の貪欲私利に抜目なき代官の古手などを以て、仕馴れぬ漁業収入の監督となしたるをもて、名を不漁に託して其實人民を虐げ、中間に立ちて自己の懐中を肥すといふ下吏のみなれば、初年よりして得失相償はず、文化五年より文政三年に至り、府庫より出し、所金十萬兩を超えたり、依て舊地を彼れが望みに任せ、松前家へ返付せしも、まさか損失を償ふべしとは申難ければ、恩を賣り、冥加として年々金一萬兩づゝ上納すべしと内命して之を償はしめたり。且つ是より先き金座後藤庄三郎は、祖先以來金貨の鑄造發行の樞要に居る事として、代々巨額の公金を私消せるに、文化七年事顯はれて獄門に處せられ、其跡役を銀座年寄後藤三右衛門に命ぜしに、彼れ殊功を樹てんため、蓄財及び融通を計畫し、其建議に依て翌八年に、「近來度々御儉約被_レ仰出_二候へ共、不時の御物入も莫大にて、御勝手向不都合の儀に候、依て來申年より五ヶ年を限、猶又嚴敷御儉約被_レ仰出_二御手元之儀を始め總而御省略の事に候、(略)非常

之御備又は御家人御扶助等之御手支_も難_レ計、不_ニ容易_一事に付、不_ニ一通_一御減少有_レ之、立直候様云々又「諸拜借之儀、不_レ寄_ニ何事、容易に御沙汰有間敷候、遠國御役人は、御役被_レ仰付_二候節、是迄之通拜借被_レ仰付_二候事、但是迄拜借有_レ之面々、返納年限に不_レ拘、成丈早々可有_ニ返納_一、勿論差延願は難_ニ相成_一候事、一、寺社御修覆願并御寄附等は、不_レ被_レ及_ニ御沙汰_一事、一、御臺所御賄被_レ下_二候面々、御料理品數之内被_レ相減、且又五節旬三日之外、御酒被_レ下_二間敷事、一、御城内外并兩山其外都て御修覆、破損有_レ之候共、成丈御修覆被_レ差延_二候事、但御役屋敷は、成丈自分にて取繕置可_レ申事、一、諸役所定式御入用金并筆墨紙其外請取物之儀、是迄諸取高之内精々致_ニ勤辦_一、格別之減方を付、書付を以て可_ニ申聞_一事、一、諸役人近來追々相増候分、頭支配并定人數多き分は可_レ被_レ相減、(略)且又不_ニ差掛_一御用向出役等は、差延可_レ申事、一、諸向臨時御用相勤候面々、被_レ下_二物有_レ之儀は、相減候品も可_レ有_レ之、云々と令し、諸士大的の、年々將軍の上覽を隔年とし、其人數も、一隊より三人を二人、五人を三人、七人を五人、六人を四人に減じ、且つ小普請組の大的及び聖堂學問試業等は、儉約年限中は之を廢止し、又番士番入に當り、功米足高の賜予を、十月より番入の者は一年の半額と改め、翌九年には、二條、大阪在番大番士の合力米、持高一倍の額を賜りしを、五百石までは一倍、其他は千石限りと改むるなど専ら緊縮手段を厲行せしも、將軍の子女縁付きに付て、越後、越前家等の加増より、之に與れる有

司賞與の加増等に賜予せし所凡そ二十萬石、尤も罪ありて封の褫削ありと雖も、こは僅々十萬石に滿たず、是等に依ていかに儉約手段を採るも、年々に不足を生じ、寛政十一年より文化十三年に至り、其額凡そ五十萬兩に上り、今や其融通填補の方途なきより例の貨幣を改鑄せんとありしも、老中勝手掛青山忠裕之を肯んせず、依て文政元年新に二分判金を鑄造發行し、二枚を以て小判一枚に換へしが、彼の劣惡なりとて忌嫌ひたる元文小判と換るをすら好まざりしといへば、其質は推知するに足る。然るに翌年青山忠裕職を去りしをもて、水野忠成勝手掛一人となりしより、左の口實を以て元文小判改鑄を斷行せり、「小判金之儀、年古く相成、自然と瑕金等多く、世上難儀之趣相聞得候に付、追而沙汰有之迄、五分以上之切れ金は勿論、其以下の瑕金にても、無別儀小判貳分判一分判貳朱判等にて引替可遣に付、武家町在とも所持之者は、來月十日まで後藤三右衛門役所へ持參可致」云々と、即ち瑕金、切れ金の分を改鑄すとの意なれど、其實は悉皆を引換ふるにありしなり。備改鑄の新貨(文政小判)は劣惡なるをもて、俄然金銀價格の變動を來せり、こは元文銀は、其質稍新金貨に増れるを以てなり、依て翌年又銀貨を改鑄して、金貨と權衡を執れり、之を草文字銀といふ。然るに此瑕金に付て十組頭取杉本茂十郎私欲の事露はれて、其職を褫はれ、町年寄に之を管理せしめ、一層引換へを厲行せしが、是より小判金は漸く世上に少く、貳分判、貳朱判の二種の金貨、

尤も多く通用せり、依て銀貨との價格其位を失へるより、文政七年二朱銀を改鑄して、其質を劣惡となし、更に壹朱銀を鑄造し、(文政十二年)天保八年に至り、新に一分判を鑄造して、金貨一分判を引上げたり。是よりして一分銀判と二分金判と、又二朱金判と、一朱銀判と、兩々相對して世上に流通し、從て漸次其質を粗惡にせしに、幕末に至り外國通商始り、貨幣問題は外交上緊要の事項として、彼我の貨幣を比較するに當り、我が官吏の無識なる、徒らに彼れが詭辯にのせられ、遂に幕府の財政上否我が貨幣の價格に大損亡を受けたり。右の如く幕府財政の困難を自白して、貨幣改鑄まで斷行して其急に應ずるに至れるも、將軍手元の儉約とは、唯其言ありて其實なく、依然として驕奢を専らにせしより、流石の水野忠成も之を如何ともする能はず、遂に後藤と謀りて、金銀改鑄に依て得たる浮目、即ち混合物に依て得たる純金銀を以て補充す、之を一に出目と稱し、延いて幕末まで之を襲用し、從て貨幣は彌々改鑄せられて彌々劣惡となれり。今勘定奉行某氏の覺書に據て其概略を述べんに、天保三年以後の分は、同八年に五兩判、小判、一分判等の金貨を改鑄し、續きて一分判、丁銀、豆板銀の改鑄あり、即ち文政十一年より天保八年まで十年間の出目、凡そ九百零六萬八千兩餘と、こは全く幕府の所得となれる高のみ、之に勘定奉行より金銀座の者等に至るまで、所謂役得と稱せる高を加算する時は、實に一千萬兩なるべし、貨幣の劣惡なる、之にて推知す

べし。

〔大久保忠真、家齊の讓職〕 斯く財政の作略に依て一時を凌ぎつゝありしに、天保五年水野忠成死し、大久保忠真、勝手掛となり、財政を掌ると雖も、他に良方便もなければ、唯水野の故智を襲用するに過ぎざる上に、將軍父子の意を迎へて、巧みに政局に游泳せしかば、時弊の改正は一も見る所なし。日くらし日記に据れば、天保七年、家齊西の丸に隠居あるべしとて、忠真に其用意を命ぜられしに、費用の融通に窮し、自己の姻戚(忠真の息忠愍の室は島津齊興の妹)にて且つ御臺所の生家たる島津家へ、御臺所御頼みを匂はして説く所あり、同家の手に依て、其姻戚出雲松江の松平齊貴、大垣の戸田氏正(齊貴の叔母は島津家に縁約あり、氏正の室は島津家の女)に説く所ありて、遂に島津家より十萬兩、松江より三萬兩、大垣より二萬兩、外に忠真より松前家に諭して、内々一萬五千兩を獻せしめ、之を以て西の丸隠居用途の大半を辨じ、翌八年四月めでたく將軍代替りの儀を舉行したり。右の功に依て忠真は、癸紋付の鞍、鎧を始め、總べて前述の水野忠成の如き行列の持たせ物を許され、且つ腰網代の乗物をさへ免許あり。又獻金の四家は、將軍代替りの初政に於て、島津を絶えて久しき參議に陞せ、松江は年若なれど少將に、大垣は侍從に陞せられ、松前家は此時幼年にて、且つ病弱なれば、家督三年に及ぶも未だ將軍家へ目見えもせざれば、例は何とか幕府より沙

汰もあるべきを、右の故をもて何事もなかりしと。

さて家齊西の丸に退隱して大御所と稱せしが、政務は總べて此公の決する所、殊に將軍家慶は暗弱の質なれば、一より十まで大御所次第なるより、例の側用取次水野美濃は、本丸と西の丸とを兼勤し、美濃部筑前は西の丸専務となり、若年寄林肥後守は本丸に在り、彼此氣脈を通じけるまゝ、政局は一に此輩の左右する所となれり。

大鹽の亂、西城罹災、家齊の薨去

大鹽の變と越後柏崎の亂——西の丸失火と水野忠邦——家齊の薨去

〔大鹽の變と越後柏崎の亂〕 天保三年季候不順にして、諸國概ね凶歉、僅かに中國のみ此慘事を免かれたりしに、翌四年は奥羽一般に夏猶冬の如く、作毛熟せず、且つ中國亦凶歉なるために飢民所々に蜂起せしに此災厄三箇年に涉りしを以て、江戸に白晝餓殍を見るの慘況に陥りしかば、幕府は所々に於て貧民に米錢を與へて救助する事二箇年に及ぶ。然るに五年六年は近畿の凶歉打續きしに、七年に至り、殆んど作毛皆無の慘況となり、人民の飢餓に苦しむ者日に多きを加へければ、大阪町奉行附與力大鹽格之助の父平八郎、今は退隱して文武の教授を業とせしが、之を見るに忍びず、

屢舊知の輩に貧民救助を勸告すと雖も、大阪は元來商業地なるを以て、斯く米價の騰貴せるを機として巨利を占めんとする輩こそあれ、私財を散じて救助に資するなどは、夢想だもせざる情態なれば、猶舊僚友に謀り、町奉行に建議して救助の方を立てんとせしも、容れられざるより、遂に暴發するに至れり。元來此平八郎は、其家與力中の最舊家にて、元和以來地方五十石を領す、故を以て同僚中の推す所となる、且つ幼より文武に勵精し、殊に學問は陽明學を修め、平素王守仁を欣慕し、所謂知行一致を以て自ら勵む。故を以て與力として斷獄に當るや、いかなる難訟も彼れが手に掛れば、殆んど竹を割るが如く、些の凝滞なし。彼の文政九年妖婦豊田貢を處分せるは人の喧傳する所にて、其略を述べんに、肥前浪人にて水野軍記といふ者、京師に僑居し、表面易術を以てせるも、内々怪しき祈禱等をなして愚民を誑惑せしに、貢は其奧秘を傳へたりと自稱し、京畿の間を徘徊して愚民を惑す、其奉ずる所は神儒佛を離れ、頗る奇怪の行爲あるをもて、幕府の奉行等の下吏屢々之を捕へて糾弾するも、貢女子と雖も稍學識あり、且つ辯舌巧みなるがため、遂に伏罪せしむることを得ず、故に日を逐うて名聲愚民の間に高く、彼れを目して活神佛となすものさへあり、平八郎之を怒り、百方術計を盡して、彼れが教旨の奧秘なるものを探知し、妄誕無稽の邪説を以て良民を惑すとなし、遂に貢以下其徒數人を磔死罪等の嚴刑に處し、邪教頓みに蹟を絶てり。之に依て時の大

阪町奉行矢部駿河守定謙、平八郎の才氣を信任し、大小の事悉く彼れに諮詢せるより、彼れ亦其知眷に感じ、力を盡して翼賛し、大阪府下の民政に於て釐正する所多く、一時を震動するに至れり。見聞隨筆に、

駿河守、一日平八郎を招き、閑談數刻に及び、やがて夜食を共にせしに、談偶ま今を以て古に擬し、所謂時事の論に入り、甲是乙否、其酣なるに至り、平八郎、皿にありしほうく(魴鱈)を取りて、頭より骨のまゝかりくとかちりて、少しも氣付かざりしと、後給仕に出で、此體を見たる士、駿河守に、今日の客は氣違ひなるべしと申せしに、駿河守、斯る事は他言すまじと制止たり。とあり、蓋し事に熱心の餘り、顧みるに違あらざるに出でたるべけれど、其燥急にして餘裕なき性行を察するに足る。既にして駿河守江戸町奉行に轉するに及び、彼れ亦自ら覺る所ありてか、退隱して洗心洞書院と號して、教授を事として世事に遠ざかれり。或はいふ、駿河守江戸町奉行に轉じ、其後任を跡部山城守(初名信濃守、又能登守)良弼命せられし日、良弼、駿河守に、大阪町奉行の心得を問ふ、駿河守答へて、與力に大鹽平八郎といふ者あり、彼れが心を失はざれば、大阪の事は坐して辨すべしと申し、かば、良弼大阪に至るや、直ちに平八郎を招く、後大に笑ひて、矢部は平八郎を以て斯く申し、が、予が見たる所にては平凡にして、唯僅かに行儀の堅くろしきのみと、是よ

り平八郎を重んぜず、平八郎不遇を覺りて退身せりと天保秘録等に見え、又一日平八郎天王寺に詣り、夜に入り駕を備ひて歸る、途上駕昇等大鹽と知らずして頻りに前年彼れがなしたる妖婦の處刑を語り、且ついふ、大鹽殿もこゝらが身を引く所なるべし、さもなくば、今度の新奉行に讒言するものあらば、今迄の名も汚さるべしと語り合ひしを、平八郎駕にて聞き、是れ天の我を戒むる所なりと覺り、遂に退身したりと難波土産等に見えたり、何れが是なるを知らずと雖も、平八郎の退老は、疾くも人の矚目せる所なりしならん。偕平八郎は、退老の身ながら、近畿の慘況を見るに忍びず、之が救濟の方を大阪の豪民に試みしも容れられず、依て子の格之助に託して書を奉行に上り、救濟を建議せしに、奉行跡部山城守、尤もの事なれど、江戸へ伺ひの上ならでは取計らひ難しとありしかば、重て書を上りて、既に江戸府内に於ては、貧民の撫育に勉めらるゝ一再に止らず、是れ將軍家の御膝元なるが故に、餓殍の慘況台聽を驚かさんを慮りてなるべし、されど民は是れ國の本にして、同じく天下の寶たり、豈江戸の内外を以て之を輕重するの理あらんや、且つ近畿は禁裏御料のある所、此御料地に於て既に飢民あるを見る、事天聽を驚かすあらば、台聽を驚かすと孰與、苟くも天聽に達し、宸念を勞し給はゞ、其責誰にかある、此時に當り、諸公、平日の制條を墨守して日を過すは、牧民の職に於て耻づる所なきか、宜しく先づ倉廩を開きて貧民を賑救し、然る後狀

を具して專恣犯則の罪を待つは、所謂身を殺して仁をなす者、即ち其罪は罪にあらず、反りて忠に其徳は奉行の徳に非ず、幕下の尙徳たりとの意を以て勸告せり、蓋し王守仁が唐の陸贄の擧に倣ひしを採れるならん。然るに山城守之を見るや、格之助に、其方が父は狂氣せしと見えたりとて、其書を返しける由、平八郎聞くより、齟齬の怒火一時に發し、さらば我れ先づ身を殺して仁をなすべしとて、數代及び數十年間儲蓄せる所の器財書籍を賣拂ひ、其の代金を以て一時貧民に施與せしも元より九牛の一毛なるを以て、此上は大阪府内豪商等の蓄穀を奪ひ、之を貧民に施與せんと、密々同志を糾合せしに、同組の同心平山助次郎及び近藤右衛門二人、平八郎將に明朝を以て發せんとするに及び、奉行跡部山城守に平八郎反逆の由密告せしかば、其夜急に助次郎を駕にて江戸に送り、事由を訴へしめ、偕奉行より城代に之を急報して、防備の手當てをなしたるに、兼て奉行山城守、二月十九日(天保八年)早朝より、見分の事ありて役宅を出づる筈なるをもて、之を途上に於て鐵砲にて狙撃し、然る後石火矢を放つを合圖に、四方の貧民一時に相應じて、富豪の家に亂入すべき手筈なるに、既に變心の者ありて其手筈を誤りしたため、今は前後の考へもなく、先づ己れが居宅に放火し、夫より所々に火矢を射込みて火を起し、其混亂に紛れて貧民等に金穀を掠奪せさすべしとせしも、奉行方には前夜既に其用意整ひたれば、火災は所々に起りたれど、亂民の掠奪はさのみ事

もなく、殊に大阪城番の大名は、兵を出して亂民を討伐せるため、平八郎方は敗北して、或は討たれ或は焼死す、中にも平八郎父子は其場を逃れ、油掛町五郎兵衛といふ者の別宅に潜伏せしが、訴人ありて、二月廿七日、逮捕の面々向ふと聞くや、火を放ちて自殺せり。此火災、十九日より廿一日に涉り、寺社、武家、町家を合せて一萬八千二百五十餘軒、町數凡そ百二十町、實に大阪開府以來未曾有の大災と稱せられ、之を天保の大鹽騒動といふ。(天保鹽賊亂と題せる、其頃大阪在勤某家々臣實見の記は、尤も確説たり) 或は大鹽を以て勤王の義舉と言ひ囃すは、此時彼れが所々に配布せる檄文の中に、

四海困窮せば天祿永く終ん、又曰、小人をして國家を治めしめば災害竝起ると、然るに此頃大切の政事に拘り候諸役人共、賄賂を公然と貪り、或は仕用して、奥女中等の縁に因て、何の分別思慮もなき拙き身として重き役に歴上り、一人一家を肥し候工夫のみに心を運らし、(略)四海困窮相成候に付、江戸を始め、諸國一同、上を怨まざる者なく、天子は足利家以來、別て御隠居御同様、賞罰の柄を御失ひに付、下民の怨み、何方へ可訴申一方もなきに依て、其怨氣自然と天に通じ、年々地震火災山崩れ川溢れ、遂に五穀飢饉に相成、是皆天より深き御誠なり、我等草の蔭より之を察し悲むと雖も、湯王武王の勢位もなく、孔子孟子の道德もなければ、徒らに蟄居致し居處に、

此節大阪の奉行竝に諸役人共、得手勝手の政道を致し、江戸へは回米の世話致し乍ら、天子御在所の京都へは回米致さず、何れの土地にても、人民は徳川家御支配の者に無相違處、如斯隔をつけ、其上大阪市中遊民計を大切に心得、有福の金持共は役人格に取用られ、田畑夥敷所持し、此節の天災を見乍ら恐も不致、揚屋茶屋へ諸大名の家來を誘ひ、河原者を誘ひ、遊樂に耽けるは何事ぞ、奉行諸役人共(略)下民を救ひ候事も難出來、月々堂島の米相場計を致し候事、實に祿盗人なり、之に依て蟄居の我等最早堪忍難成、無據天下の爲めと存、血族の禍を侵し、有志と申合せ、民を苦むる役人共を誅戮し、引續き奢に長ぜる金持共をも誅戮致し、右の者所持の金錢米穀を難澁の者へ分散配當す、故に何時にても大阪市に騒動起ると聞に於ては、一刻も早く馳參るべし、一揆蜂起の企と違ひ、都て中興神武帝御政道の通、寛仁大度の取扱に立戻し、生前の地獄を救ひ、死後の極樂を眼前に見せ遣し(略)此度の一舉を平將門明智光秀の謀叛に類すと申者も有之道理(略)全く以天下國家を盗む欲心より起り候には更々無之は、日月星辰神鑑有之所(略)疑數は我等所業終る所を篤と眼を開きて見よ、

とある、天子云々より、中興神武云々の語に據りて推したる説なるも、大鹽果して其志勤王にありしやは疑問なり。又幕府方にては之を叛賊として、彼れ大阪城を乗取る時は、必ず何れよりか應ず

る者あるべしとの大野心なりとするは尤も信じ難し。そは先に大阪町奉行にて、此時勘定奉行公事方たる矢部定謙の評に、

平八郎は平生疍癩の甚敷者にて、此度の儀も叛逆とは存ぜられず、彼實に叛逆を謀るならば、いかで大阪の御城へ籠らざる事可有^レ之や、兼て御城御手薄の事、御門番人の事などは、年來彼者の心配せる處なり、然るに其御城へ向はずして、火矢を以て市中を焼拂ひしは叛逆に非ず、云々、といひしにて知るべし、されば此騒動は所謂晴天の迅雷の如く、疾くも四方に喧傳せしより、越後にも、此年六月生田道滿といふ者、同様の擧をなして斃れたり。道滿は秋田の産、嘗て平田篤胤に従て國學を修め、高足と稱せらる。天保の初越後に遊び、柏崎に留り、神道を講説して在りしに、天保七年以後凶歎甚しく、下民飢に泣くと雖も、商人等利を得んが爲め米穀を他方に賣出して、毫も同郷の辛艱を顧みざるに、吏員等亦貧民救恤を謀らざるを以て、餓殍街に滿てり。會ま大阪に大鹽の擧あり、其意救民に在りと聞き、道滿俄かに門人數人を語らひ、「奉^ニ天命^ニ誅^ニ國賊^ニ」と書せる旗を樹て、所在豪商の宅を襲ひて米穀を奪ひ、貧民に頒つ、依て下民の之に加はる者日々に多く、遂に柏崎の陣屋を襲ひ、吏員數人を殺して死す。幕府其黨を追捕するに當り、道滿の妻、其幼兒を刺して自殺せるを以て、遂に其罪魁を得ずして事平らげり。是よりして篤胤の學風は、北越に跡を絶

つのみならず、後年篤胤の江戸追却も之に起因せりといふ。されば大鹽の擧は、事小なりと雖も、實は幕末兵亂の端緒といふべく、是よりして漸次世局は亂世に向ひたり。

〔西の丸失火と水野忠邦〕

偕家齊西の丸へ移りて、猶政務を後見せるより、弊政彌々甚しく、且つ隱居の事として、奢侈宴遊等に拘束する所なきより、殆んど日夜の別なき程なりしかば、天保九年三月十日、西の丸御膳所より火を失せしに、奥向の事ゆる表方の番士等容易に入難きまゝ、消防行届かず、遂に一圓焼失せり。既に天保七年より日夜に經營したる殿舎も、一時に灰燼となり、家齊再び本丸に寓せるより、何者か「^{此城}」を焼いて隱居は味噌をつけ」と唱出でしが、専ら人口に膾炙せるより、御城坊主某が或人に、こは拙者の戯れに物したるなりと、愚かにも誇り顔にいひし言の、遂に有司等の聞く所となり、忽ち評定所へ召されて糺彈せられしが、いかに陳謝すとも、一旦然く口外したる事なれば、申披き立たずして遠流に處せられたり。偕幕府は、老中水野越前守忠邦を以て西の丸普請總奉行に、若年寄林肥後守、側用取次水野美濃守等を以て其掛りとなし、殿舎再造の工を起し、も、頻年財計究迫の事なれば、輒く成功の見込み立たざるより、忠邦等の處置として、尾張、紀伊、加賀を始め四十餘家へ右手傳ひを命じ、十萬石に付千二百石の割に定めしも、其高四萬二千五百石にて金五萬兩餘なれば、中々造營の半額にも及ばず、さりとて先例を超ゆるは制

規の許さざる所なれば、更に大名に手傳ひを課する能はざるをもて、諸有司を始め旗本一般に其費用を課し、西丸御普請に付、御用途莫大之事に候間、(中)萬石以下之面々、諸役人御番方寄合小普請、都而五百俵以上勤仕并不動共、高百俵に付金二兩づ、五百俵以下、高百俵に付金一兩二分宛之割合を以て、上納金被_レ仰付_レ候間、當冬中迄に上納可_レ有_レ之、云々と令し、傍ら内々にて水戸、薩摩以下手傳ひの命なき諸大名に上納金願出でを勸告したりしに、諸大名も例なき旗本土にまで費用を課せるを聞きて、異議なく承諾し、真先きに水戸より松板一萬枚、松材千本、金一萬五千兩の上納願ひを出し、例の島津家は金十萬兩上納し、續きて細川家は八萬兩上納するに及び、自餘の大名之に倣ひ、或は金を以て、或は木材銅鐵等を續々上納願ひを出し、かば、日ならずして巨額に達したり。されば初め費用を課せられて不平を鳴し、旗本土等も此烟に捲かれ、各々其祿高に従ひ、多少の上納金を願出でたり。されど水野忠邦は旗本土等の内情を盡せるより、「此度西丸御普請に付、萬石以下御役人上納金相願候面々も有_レ之、誠に非常の儀故左様にも有_レ之は尤之事に候、乍_レ去無_レ據譯にて數代之借財等有_レ之輩は、同役之内上納金相願候に付、其儘には難_レ罷在_レ一杯の意味合を以て上納金致し候共、往々御奉公勤續き兼、退役等相願候様にては、却て忠節共不_レ相成_レ、(中)身上不如意之者は觸面之通上納候へば、少も其身之耻辱には不_レ相成_レ」云々と、所謂皮肉の令を發せしに、大半は

之を難_レ有思召とて、上納金願ひを出さず、結句越前守殿の行届きたる仕方とほめ合へりといふ。借右の如く財計究迫の中を、難なく西の丸普請成功せさせしは忠邦の敏腕に因れるに相違なければ、先例は西の丸造營總奉行の賞與には御刀、三所物などを賜るなれど、此時は別格の思召といふを以て、翌十年三月、家齊西の丸へ移るの日、將軍より忠邦及び林肥後守に刀一腰づ、を賜はり、尋で移徙畢りて忠邦に一萬石、林に五千石、水野美濃守に三千石を與へたり。是より忠邦の名聲隆々として、政局の大立物となりたり。

〔家齊の薨去〕 然るに此頃より家齊不例の様子なりしも、此時第一の愛妾は美代と申し、中野播摩守の養女なるが、此人大の日蓮宗迷信家なるより、いかに吹聴せしか、家齊も日蓮宗信仰となり、既に天保九年四月、下總中山檀林法華經寺々中知泉院の八幡宮を祈願所となし、社領五十石を寄附し、且つ江戸谷中に於て寺地を賜り、八幡宮を勸請して長日の祈禱を修せしめ、尋で府下雜司ヶ谷に感應寺を興立し池上本門寺門派として是れ亦祈願所に准じ、長日祈禱を修せしめしかば、勢ひに阿る大名、旗本土等は申すに及ばず、商人等に至るまで、苟くも女流の縁を求めんとて、我れもくと、心にもなき日蓮宗信徒となりしより、同宗の繁昌は推して知るべし。然るに増上寺は將軍家の香華院なるに、斯く日蓮宗の繁昌するを見て、いかで黙すべき、竊かに本城將軍附きの女中に手を入

れて、其歸依を促し、より、彼の淨土宗、日蓮宗の間柄の如く、本丸と西の丸との女中等、平生竊かに軋轢せるより、我れ劣らじと念佛を唱へ出し、兩城の大奥は、一時淨土宗日蓮宗の競争といふ有様なりしと。斯る勢ひなれば家齊の不例も、表向きへは披露もせず、内々にて彼の智泉院に祈禱せしめしに、此智泉院の住持日向といふは、年若の美僧なるより、別して女中輩は、信仰といふよりは、最眞にしけるが、表向き御祈禱として登城を命せられしに非ざれば、日々の登城は奥向き庭口より祇候し直ちに御座の間の次に於て祈禱せしに、後には家齊の枕頭に召寄せられしと。斯る有様なれば、醫師とても吉田成方院法印とて、是れも中野が最眞の者にて、一年中野傷寒を憂へ、既に九死一生といはれしを、此成方院の療治にて全快せしより、無比の國手と言ひ立て、特に西の丸大御所附を命せられしなり、故に他の醫師は在るも亡きが如く、彼れに勢を取られて、誰れ一人病氣を知る者なかりしといふ。然るに翌十二年正月末より、病床を出づる能はざる程なる由、本丸大奥へ聞えしかば、將軍及び世子も西の丸へ候すべしとありしに、差したる御容體にも在らせられず、且つ御對顔御氣むづかしき由なれば、先づ御控へ遊ばされ然るべしと、西の丸奥向きよりの言上に付、其事熄みしに、遂に閏正月七日薨せられたり、年六十九。されど右の如き事體なりしより、暫く喪を秘し、急に御大病と披露し、上野、増上寺へ上使を以て平癒の祈禱を命じ、三家を始め諸大

名旗本土に、總登城御機嫌伺ひあるべしと令するなど、上を下へと騒ぎ立て、同月晦日に至り、今辰の刻薨去と喪を發し、二月二十日東叡山に葬る。三月九日勅使東下ありて、謚を文恭院と賜ひ、其他の儀、總べて先例の如し。

因みに云、御臺所は近衛經熙の養女、諱は寔子、實は島津重豪の三女、初名篤姫、後茂姫と更む。母は市田氏、安永二年薩摩鹿兒島に生る。寛政元年婚嫁、同九年從三位、文政五年從二位、茲に至りて薙髮して廣大院と稱す。天保十五年十一月十日薨す、東叡山に葬り、從一位を贈らる。

家齊の薨去は、眞に表向きの有司等に於ては突然の出來事の如くなりしより、何者か「成方（製法）が悪いで薬きかぬなり」と落首せり。又此時本丸に於て増上寺へ葬送あらんとの内議なりしを西の丸大奥向きより、御生前法華經御信仰の由を申して、上野へ葬送する事になりしと傳へられしかば、「芝居より花見がい」と女中いひ」と落首せり。

家慶の初政、權臣の處罰

大御所政治の一端——前代權臣等の處罰

〔大御所政治の一端〕 前段に述べたるが如く、家慶の將軍宣下は天保八年にありと雖も、家齊西

の丸に居り、大御所として政務に容喙せるより、將軍は名のみにて、殊に性質暗弱なるより、拱手して父公の左右するに任ずるのみ。しかも其左右する所は、多く父公が嬖臣二三輩の方寸より出でて既に老中水野忠邦の如き敏腕家在りて、諸大名を巧みに翻弄せるも、猶此權臣には常に鼻息を伺ふに至れり。中にも天保九年西の丸焼失の後、忠邦普請總奉行となりしも、費用の財源に困しみ、百方苦心して漸く工を起すに及び、俄かに大御所の御望みとて、種々殿舎の模様替へあり、殊に何れも奥向きの事にて、所謂秘密の場所なれば、兼ての繪圖面若くは仕様帳に依て着手しつゝあるを急に御望みの一言を以て、之を變改せざるべからざるより、工事上毎々少なからぬ支障を生じ、從て費用の上にも於ても浪費に歸するもの多く、且つ御望みといふ中には、全く前後の考へもなく、鼻元思案の女流の意に出づるもあるより、忠邦之に平かならず、そも御住居向きの事ならば、幾百反御模様替へ仰出さるとも、謹んで御請け申すべけれども、女中輩の局向きに於ては、一兩度はともかく、再三再四とありては承引ならず、夫故に初め繪圖面を以て各々に示し、奥向きの意向をも尋ねしなり、向後は堅く差止められたしと、水野美濃守忠篤、美濃部筑前守に申し、に、兩人斯くと奥向きへ達せしより、忽ち家齊の怒に觸れ、内々忠邦の登城差控ふべしと、若年寄林肥後守忠英まで沙汰ありしかば、流石の忠邦も這ふくの體にて引籠り、夫より忠篤、美濃部の二人に賄賂して、只管家齊の

意を和げん事を頼みしに、數日を経て登城あるべしとの内意ありて、辛うじて總奉行を勤めおほせしが、此時水野忠篤が用人黒田仲左衛門といふ者へまで、忠邦より兩度に金五百圓（或は六百圓とも）を賄賂したりと、こは其主人なる忠篤への執成しを頼入るためなり、と日くらし日記に見ゆ、幕府の老中として側衆の用人にまで賂ひせりとは、いかに政局の腐敗せるやは察するに餘りあり。されば家齊病中と雖も、本丸は勿論、西の丸にても、表向きの有司等は、大漸に至るまで知らざりしとの事情も、之にて推知するを得べし。

〔前代柄臣等の處罰〕 斯る勢ひなれば、家齊薨去あるも、林忠英、水野忠篤等の權勢猶昔日の如く、北角覺書、日くらし日記等に、此時水野忠邦總奉行として、有徳院以來の例に任せ、御靈屋新建に及ばず、淺明院靈屋に合殿たるべく、依て靈屋建増しに及ぶべからずと一決せしを、忠篤は勘定奉行深尾遠江守に其不可を申し、も、深尾は老中の命なりとて取合はざるより、忠篤等は上野靈屋の別當へ吹込み、御門主の仰せとして、靈屋建増しなければ不都合なりとて、御門主着座、將軍拜禮の席を朱點を以て狹隘なりと申出させたり、斯くありては忠邦も力及ばず、前議を翻して建増しをなし、大いに面目を失ひ、彼等が專横を憤れる矢先きに、西の丸奥儒者成島司直は、毎々西の丸に出仕し、殊に奥向きに出入し、忠篤等が行爲を見聞せるより、此人忠邦とも懇親なるまゝに、從

來の西の丸の惡風を遂一に、今は憚る所なく告知らせ、殊に大御所存生中は、人々側向きの人々の手を経て、内々にて大御所の手元へ賄賂を贈り、各々志望を内願せる、其金額數多ありしを、之を御遺金として奥向き一般へ、夫々の役に従ひ多少分配せしに、其中に無名の金二萬兩餘あり、こは何人より何のために内献上せしといふ事分明ならざる上に、何人の取次といふ事明ならず、或は一橋家の手を経て、東北のある大名が、格式上げの賄賂なるべしといふも、是とて確かならず、斯る金ありては後難の恐れありとて、密に忠英、忠篤等が引取りしを、御小性薬師寺筑前守探知して、之を忠邦に噂し、又此輩を見習ひて、小吏の輩まで、常に私欲を構へたりしが、文恭院の喪、中陰も過ぎたるを以て、奥の番、厩方などいふ小吏等、寄合、小普請組等に入り、役所引拂ひに際し、我れ劣らじと官物を取込み、其夜何某の宅にて集會を催し、其贓金を分配し、儲當分の訣別なりとて、町藝者數人を呼寄せ、徹夜の酒宴遊興、傍若無人の振舞ひなるより、未だ中陰過ぎて間もなきに、御旗本として、不似合ひの所業と、世上に評判ありしより、遂に諸有司の聞く所となり、内々探知せるより兼て西の丸の惡風を見聞し、憤慨に堪へざりし忠邦、いかで猶豫すべき、此年四月、林忠英は「兼々勤方思召に不_レ應に付、御役御免、菊之間縁側詰被_二仰付_一、御加増之八千石被_二召上_一、居屋敷家作共被_二召上_一、差控被_二仰付_一、水野忠篤は、御加増之内五千石被_二召上_一、差控被_二仰付_一、居屋敷家作共被_二召

上_一、尋で不愼といふを以て隠居蟄居に、美濃部筑前守は、御奉公御免、甲府勝手小普請入、知行の内三百石召上げられ、其他小吏に至るまで、夫々輕重の處罰せられし者、目見え以上に六十八人、以下に八百九十四人ありたり、中にも吉田成方院は、御奉公召放し隠居を命せられ、嘗て日の出の勢ひなりし老女(役名なり)浦尾を始め、永の暇となりし者十餘人、彼の智泉院日尙も、此年十一月、寺社奉行阿部伊勢守正弘の掛りにて種々糺問の末、日頃の不行跡露顯せしより、日本橋に於て晒_{ラレ}の上、觸頭へ引渡し、寺法の通り取計らはしめ、智泉院持_セ八幡宮別當守玄院日啓は、遠島に處せられ、日蓮宗觸頭谷中妙法寺へは「中山法華經寺儀、先達て御祈禱所に被_二仰付_一、地中智泉院へ、右法用取扱被_二仰付_一候所、向後一切御祈禱等被_二仰付_一間敷に付、御祈禱御法用等之儀、決て相唱中間敷、智泉院持_セ八幡別當所之儀は、今般思召有_レ之、取拂被_二仰付_一、社領被_二召上_一、云々と申渡し、又雜司ヶ谷威應寺へは、「先達て一寺御取立被_レ成候へ共、今般思召有_レ之、廢寺被_二仰付_一、寺領被_二召上_一、堂社取毀し、云々と申渡し、是にて大御所時代に世間を我物顔に搔廻したる輩、悉く擯斥せられたり。されば此一事はいかに世人を驚かしけん、大御所様百箇日の御逮夜といふ日に、御生前御氣に入りの役々を御咎めあり、尙引續き御信仰の寺院僧侶までを酷き目に遇はずとは當將軍家の御心よりは思はれずなど言合へり。中にも僧侶御咎めの事は、老中土井利位は淨土宗、水野忠邦も、水野一門の縁に

て淨土宗、寺社奉行阿部正弘も淨土宗なるをもて、兼て日蓮宗の跋扈を憤れる増上寺が讒言に出でたりとか、或一部には、忠篤、美濃部等が寢耳に水の如き御咎めは、右大將様（家慶の世子家祥、此人生れ付き暗愚なる上に疝症にて、行歩人並みの如くならず）は御病氣といふを以て、密々御養君の事を取計らはん企ての露顯せし故なりと風評せり。こは何れも捏造の虚説にて、實に政局の刷新に出でたりと雖も、中には幕府有司の痼疾たる嫉妬的報仇處置も加味せるを以て、種々臆測の妄説も起れるなり。

閣老權威の失墜及び水野越前の改政

忠邦と水戸齊昭、眞田幸貫堀田正篤等の登庸——政事の刷新、風俗の矯正——御學習所——シーガル

ト高橋作左衛門、津山長英秋帆の奇譚、蘭學の取締——黒船打拂令の廢止、忠邦の罷職

〔忠邦と水戸齊昭、眞田幸貫堀田正篤等の登庸〕 幕府の老中は其威權赫々として、時に將軍をも凌ぐに至るは、柳澤、田沼等の事に依ても知るべし、既に將軍を凌ぐ況んや諸大名をや、所謂三百諸侯なるものは、常に此輩の一眇を得て家の盛衰を卜せしなれば、其強盛推知するに足る。然るに家齊に至り、水野忠成の計ひにて、數多の子女を諸大名に縁付けしは、幕府と大名とを結付けて、切つ

ても切れぬ因縁を形成して、萬年の策とせしとはいへ、之がため漸次其縁家の増加するに従て、老中の威權は墜落の一方に傾斜せり。何となれば、初めは天下の執權職として、生殺與奪の實權を握れりと思ひて畏敬したる大名も、將軍の子女を養子若くは内室となすに至り、其公子女の眼より見る時は、天下の執權職とは看す、實家の家老視するなり、譬へば商家の子女の、其出店、別家若くは出入りの者に縁付きたるが、實家の番頭手代等を視ると一般にて、苟くも自己に不快の仕方あれば、忽ち之を實家の兩親に告口して、番頭攻撃をなすを以て、其影響は直ちに番頭の身上に及ぶ、故に番頭いかに威權あるも、此輩に對しては低頭平身、其歡心を得るに勉めざるを得ず、是れ其威權墜落の一大原因なり。由來抱懷する所の政策の遂行は威權に伴ふ、否威權に藉らざるべからざるは、松平定信に於て明かなり、之に反して將軍の左右に在るもの、即ち側用取次輩に至りては、常に將軍の意を迎合するを以て第一手段とす、こは決して惡事にあらず、將軍の意を迎合して、喜怒好惡の度を詳かにせざれば、上暢下達の公事圓滑に行ふ能はざればなり、然れども此迎合を唯一手段となすの弊は、所謂八方美人主義となり、大名に縁付きたる公子女にまで及ぼして、自己安全の資となすより、是等外部より、自然之を實家の父母に褒め立つるより彌々御氣に入りとなり、遂に言として聽かれざるなきに至る、之に依て勢ひに阿る群小等、内外より之を崇拜するより、遂に其權勢

老中の上に出づるに至り、弊政百出す、之を大御所時代政局の大勢なりとす。されば其職に在りて其威權なき、誰か不平なからん、是れ家慶の初政に於て、政局刷新の舉ある所以にして、其之を敢てしたるは老中水野忠邦なり。されど忠邦一人の力にて何ぞ能く此蟻根錯節を削平するを得べき、大に頼る所なくんばあらず、そは第一に水戸齊昭なり、藤田東湖の回天詩史に「水野忠邦、初め屢々我公(齊昭)の言を聴き、之を是とす、蓋し其人となり、沈鷲にして智略あり」云々と、以て其一斑を知るべし。蓋し齊昭襲封の初め、幕府は所謂大御所時代の全盛奢侈の中なるに、疾くも衰政匡正の方針を執り、藤田東湖、會澤安、青山延子等の人才を擢用して要路に置き、先づ弘道館を興立して文武を奨励し、以て人材養成の基礎を確立し、諸事親ら實踐して士卒を激勵せるより一時衰世の風習に化したる御三家風なる水戸人士は、數年ならずして天下武士の魁と稱せらるゝに至る。彼の祖宗以來武士氣質を失はずと自稱せる薩州家さへ、一時水戸の強盛を羨みたる程なれば、忠邦の此公に頼りしは、蓋し達觀といふべし。想ふに彼の松平定信が、田沼弊政の後を受け、數年を出でずして能く改革の實績を挙げしは、内實は三家の代表といふを以てなり、然るに此時尾州、紀州は家齊の公子なれば、俱に是れ華奢渦中の人、依て水戸に頼りしなるべし。次に同僚に助力を得ざれば、言行はれざるを以て、眞田信濃守幸貫を老中に推薦せり。或は此人は水戸齊昭の助言に出でた

りといふ。そは是より先き、一橋齊位は將軍家齊の連枝且つは治済の愛子なるをもて、其内外に尊重せらるゝ事、殆んど幕府の世子の如し、されば之に附従ふ群小等、虎威を藉りて傍若無人の所業多く、既に天保七年三月、品川へ放鷹の折、鍋島直正歸國に際し、川崎本陣前に宿札を建置きたるを、彼の從僕等、民部卿様(齊位)御目障りなりとて、理不盡に取捨てたるを見て、本陣の主人之を折敷の上のせたるを見るより、足にて蹴落したり、鍋島家の家臣等之を怒り、主人に斯くと告げたるより、一方は一橋家へ掛合ひ、一方は幕府へ訴へたり、此時鍋島の主公は齊正とて、家齊の聲にて、一橋家とも姻戚なりしも、先代齊直の時、文化年間長崎に於て英國船に對する警備不行届きといふを以て譴責せられしより、一藩擧りて未曾有の耻辱となし、夫より専ら文武を奨励し、殊に此齊正、壯年ながら、英邁の聞え高く、水戸齊昭、島津齊彬等と並び稱せらるゝ程なれば、此事に付て一藩の憤怒甚しく輕輩の土足に掛る程の稱號(松平氏)は返上して、我が主名を土足に掛けたる仇を報せんと騒ぎ立てしは、東湖隨筆に「鍋島公或驛にて(略)一橋の供方に暴人ありて、宿札を土足に蹴たり、鍋島之を聞き、以の外怒り、家來を遣して一橋家へ掛り、公儀へ訴へ、暴人を得て甘心せんと申入ける(略)鍋島の家來は、事を果さざれば切死の覺悟なりし」と見えて、中々の騒ぎなりしかば、幕府に於ても捨置き難く、一橋家の從僕等を捕へ、主謀は獄門、其他は死罪にして事済み

となれり、斯る厄介者なれば、折々城中に於ても不法の所業ありと雖も、誰ありて手を出す者とはなく、老中と雖も持餘したる程なるに、此時眞田信濃守幸貫は松平定信の次男にて、文武の材幹、大名中有數の人なる由を、水戸齊昭より水野忠邦聞くより、元來定信と治濟とは、治濟西の丸入りの事よりして水火の如き間柄なれば、一橋齊位が城内にての不法は、此人に非ざれば制止し得べからずと思ひ、之に論して本丸大手門番を命じたり、(大手門は譜代大名中十萬石以上に非ざれば守る能はず)果して是より一橋家の輩が不法は止みたりといふ、此手際を見て、忠邦は老中に推薦せりと。又若年寄堀大和守親室の子親義へ、自己の女を嫁したる縁を以て、之を側用人に推薦し、又姻戚堀田備中守正篤の、世子附老中なりしを本丸に入れ、共に自己の應援となして、偕自身局面に立ちて弊政改革を斷行するに決せしは、中々の敏腕といふべし。且つ此人幼より文武に志厚く、若年の頃の冷評なるべし。されば成島司直及び筒井紀伊守政憲、林銜等は、常に出入して學友と稱し、且つ鹽谷世弘(宕陰)を賓師として顧問に備へしにても、其平生を知るべし。

〔政事の刷新、風俗の矯正〕 偕改革の手初めは、有司の刷新を第一となし、は、天保十二年五月に、「御政事之儀、御代々之思召は勿論之儀、取分享保寛政之御趣意に不違様に思召候に付、何れも

厚く相心得可申云々と令し、同時に「總而御直御尋之節申上候筋、或は頭支配へ申聞候儀、世上風説等宜敷事のみ申候は、無詮事に候、不行届、行違候事を専心掛、言上之儀尤に候事、一、重役より申聞候事にては、難致得心儀は、随分押返し、存念之程可申達候、右は御爲を存候にて、不敬之沙汰には無之候事、一、御政事向之儀にても心得候儀は、譬は役外之事たり共、心底十分に可申出候事、一、頭支配之間隔り候ては、自ら御趣意も届兼候へば、随分親敷教導可有之事、一、親類之内不宜者も候は、成丈け意見を加へ、心添遣し候は勿論之事に候、近來右様之者に候得ば、一二往之意見を加へ、取用候様にも不見得時は、早速義絶之儀申立、深切を盡し候には不致裁にも相聞、如何之事(中)頭支配より御用の人申上候節、一己切に拘り、或は支配中之事のみに心得候面々も有之やに候、宜敷御人は隠し不申、其役々御目鑑違に不相成様に被心掛(中)一、近來總而同役は勿論、他向へ對し候ても見合を専とし、不目立儀をのみ宜事に心得、譬は甚敷耻辱に當り候程之事にても勘辨致し、不事立様に取計候は物馴候儀と心得、辨舌立振舞形容之儀のみに拘り、自然と實事薄く相成(略中)一、諸役所向諸事手數多く、手重に相成、以前より人數増候ても、御用向繁多成哉に候、以來手重に不相成様、随分心掛可申、書面等も文言不行届、書損等有之候共、於實事不都合之儀無之候へば、可相濟事に候、無益之儀に念入候儀無之様(略中)總而度々被仰出

候儀、當座同様に相心得、甚如何之事」云々と戒飭せしに、其事行はれざるか、此後忠邦上書の略に、

此度御改革に付、諸役所向之儀、舊弊變革之實行、一際相見得候様に無之候ては、御趣意難相立、命令不_レ被_レ行は國家の御耻辱にて、不_ニ容易_一儀に御座候間、先頃より諸役々へ度々申達候へ共、小普請奉行中に勵精世話仕者有_レ之に付、不日奏_レ功候様可_ニ相成_一も、其外之役々はとかく仕來に泥み、十分に身を委ね候者更らに無_レ之_(中)町方之儀は、享保之度は暫く差置、先寛政度之通相成候へば、人情輕薄之風俗を始め、諸事實素に改り、金銀融通も相互に以_ニ信義_一致し候は、假令凶年火災等の困厄相重り候共、上より御世話も薄く相成_(中)武家之面々も、猥りに商人に出會、金借等之儀も無_レ之様相成可_レ申_(中)然所奢侈がましき類悉く相禁じ、質素之風俗に相成候へば、市中衰微致し、諸國蠅集之大都會には不都合之光景にも相成可_レ申、御城下はいかにも繁榮致し候様に不_レ仕候ては_(中)其手心にて差略世話可_レ仕見込之旨、町奉行共申聞候、右之心得にて萬端取締向相調へ候故、先格にのみ相流れ、下地元來放蕩奢侈に馴れ居、質素の風尚を不_レ好小人共へ、最初より繁花を旨と致し可_レ申杯相唱、姦猾の下情に合候様にて、一日たり共難_レ免_(中)御作事方御普請方、御納戸、御賄所、御細工所、何れも御入用之場所(多額の費用を要するの意)之處、前

件町奉行同様に、頭奉行共、唯々下方氣受をのみ兼居、(官物を私藏するを默許する事)御爲筋を次に致し_(中)右申上候役々、都而一際目立候取締方相立不_レ申候ては、乍_レ恐御職掌にも相拘り可_レ申、云々、

と、滿腔を明白に忌憚なく吐露せしは、竊かに頼む所ありしとはいへ、彼れが膽力想ふべし。蓋し吉宗實踐躬行を以て質素を勵し、も、初め將軍より大名と、上層より手を付けしをもて、下層即ち商人等は、上層の質素のため、花美奢侈に屬せる物品及び營業等は漸次顧客を失ひしより、遂に一般質素の風尚となりしが、田沼に至り、日一日と淫佚奢侈を致せるより、久しく質素に息屈せる人情は、一時は大浪の寄する如く、上下を通じて注ぎ來り、遂にに回すべからざる勢となりしをもち、松平定信出で、質素を厲行するや、先づ下層即ち町人商家等より着手せり、こはいかに内々に贅澤を盡さんと欲するものも、之を供給する所なければ、自然に質素に移るべしと、所謂逆施倒行手段を執りしを、忠邦亦之を襲用せるにて、成島、鹽谷等の議に出でしといふ、或は眞ならん。さて右の建言は蓋し忠邦一身を賭したる所、故に將軍の嘉納する所となれるより、霹靂忽ち天外より落下せる如く、幕府の植木用達九段坂の齋藤彦兵衛、三河島の伊藤七郎平、向島の萩原平作等が、其居宅庭園善美を盡し、大御所時代には、放鷹の途次必ず御腰掛とて立寄られしを、此年十一月一

切取拂ひを命じ、彼の中野石翁が向島の居室も召上られ、十日内に取毀たれたり、何者か「川端に石の地蔵が泣いて居る」と落首せしにても、其酷なりしを知るべし。同時に下谷池の端辨天、上野山下の車坂、四谷、市ヶ谷、赤坂、牛込、小石川等門外の水茶屋、楊弓店、飲食店を始めとして、淺草、本所、深川、芝、赤羽の端々まで、右の類を悉く取拂ひて、舊の如く火除地となし、又塚町、葺屋町に在る芝居、操り人形座及び俳優居室迄を取拂ひ、之を淺草聖天町小出伊勢守下屋敷へ移したり。此地は一萬八千坪にて、俗に往古の姥が池の舊蹟と傳へられ、土地凸凹甚しく、殊に卑濕の地なるをもて、特に引越し普請の手當として金五千五百兩を給せしは恩恵といふべきに、何れも久しく住居せる地を立退くと、且つは江戸繁花の根軸と稱へられたる芝居が邊土に追拂はれたるとにて、市中怨聲涌くが如くなるに、其頃町奉行矢部駿河守定謙は溫和の質とて、屢々忠邦の方針に反抗して、御城下繁榮を主張せるより、府下の人心一向に質素に赴かざるより、遂に忠邦と衝突を來せるに、是より先き天保七年飢饉の際、市中救助として府下の米商に米買入れ方を命じ、諸方より廻米せしめて、之を貧民に施與せるに當り、町奉行附の與力、同心等、米商の手代等と申合せ、或は旅費とか、升減り、皮米、損亡など、種々の名を付けて私欲せしも、諸帳簿は未だ整理に至らざりしを、今嚴重の改革に際し、之を整理するに當り、罪人を出すに忍びずとて、種々の名義を偽りて彌縫せ

しに、忠邦其不當を詰りしより、遂に定謙は陳謝の途なく、是の年十二月伊勢桑名へ御預けとなり、其跡役は鳥居甲斐守忠耀に命せられたり。此鳥居は林衡の次男にて、學問は元より、品性の嚴格なるより、一時旗本士中に變物と評せられしが、目付に擧げらるゝや、學問の素養と天資の品性とは優に先輩を凌ぎしが、諸事嚴格に過ぎ、既に大鹽平八郎を以て、評定所一座に於て大不敬の罪案に決せしを鳥居は和漢古來の前例を引き、遂に叛逆の罪案となし、程なれば、一時蠅蠟藏(鳥居の通稱)と諷名せられたり。斯る人物を擢用して、溫和主義の矢部に代へたれば、其事の見るべきものありと同時に、市民の怨恨を來せしも亦多大なり。此時北の町奉行は遠山左衛門尉景元なるが、此人初め遠山氏の三男なりしが、例の俗間にも旗本の次三男と指彈せらるゝ程なれば、品行濫蕩なりしが、一旦嫡子となりてより、生れ變れる如き謹直家となり、文武を修練して、いつも優等の褒詞を受けたるより、小納戸役に擧げられ、尋で目付より作事奉行、勘定奉行を経て此職に移りしにて、嘗て市井の間に放遊したるより諸事に通じ、商人等が内幕を熟知せるを以て、其行ふ所一々彼等が急所に當るも傍ら寛假する點もありしより、大に市人の歡心を得て、當時市井に於て遠山を重忠に鳥居を岩永に擬せしと云、是れ亦忠邦の配合なるべし。斯る人物なれば、矢部の斥けられし日、俄かに市中の諸商人を呼出して、此度の風俗匡正の趣旨を面諭したり、其概略に「士農工商(中)士は身命を

捨奉公を致す故、夫々祿を戴く、農は龜服龜食して、汗を流し耕作を稼ぐ、工は職分を骨折に、商人は唯御城下に安々と家業を致し(略中)中には寢て居乍ら多分の利を貪る事を考ふる者あるは、以ての外の事(略中)亂世にも(略中)商は武具より外調る物なし(略中)さすれば商人は分て御國恩難有心得、追々觸出す趣を相守り、正路に質素儉約を可致に、段々世につれて(略中)其分限を不三相辨、ぜいたくや杯と唱へる家もある(略中)四文のすしも、いつの頃よりか廿文となり、中には殊の外高價の喰物を喰ひ、すつぽん、又はふく壹枚二分位の物(略中)すつぽんは鯛の様に澤山あらば、左様には思ふまじ夫で時節がわるいななど、は心得違の事(略中)互に儉約致せ、高價の物商賣は當丑年(天保十二年)限り(略中)來寅年元日より急度商賣停止申渡(略中)若相背く者あれば急度申付るぞ、不便乍ら御政事には替難し云々、以て當時市人の情態を察知すべし。然るに鳥居性峻刻にして苛察を好む、又遠山の如く世事に通ぜるに非ざれば、一意孔孟の教旨に府民を化せんと期せるより、施爲往々人情に悖り、しかも些細にまで干涉せるを以て、満市の怨恨を買ひ、遂に改革其ものまでも上下の誹謗を招くに至れり。此鳥居忠耀にいつも同意するは勘定奉行梶野土佐守良材とす、此二人に附隨せる下僚等雲梯を造らんとて、種々の新施設を勧め、二人之を忠邦に勧む、忠邦元來孔孟主義の人、世態人情に疎きより多くは之を是とし、或は遲疑するあれば、天文方澁川六藏傍より之を勧むといふ。此澁川は寛

政の春海が孫にて、學和漢洋を兼ね、當時學界に鏘々の聞えあり。かゝる次第にて今も水越の改革といへば可否をいはず江戸市中を擾亂したるものとなすも、必ずしも然るにあらず、寧ろ善政といふべきものあり。されど其人心を失ひし一二は、天保十二年十二月に、府下の菱垣樽積問屋、俗に十組と稱せるを、廢止解散せしめたり、こは元祿の頃に始りしも、享保に至り六十餘軒に及び、之に係る人員も千九百餘といふ、文化に至り、其人數に制限を立て、各自に株札(カフツヤ)を渡し、此株札は讓渡すを得るも質入れを禁じ、町年寄樽與左衛門を株札元となし、年々金一萬二百兩を運上せしめ、初め運上金三箇年分を貸下げて、其資本に充てしむ、こは日用物品の荷受け營業なるを以て、官より資本を貸下げ、弘く荷受けをなさしめ、依て府下の物價暴騰を防ぐの趣意なり、(菱垣とは即ち商船の構造より名付けたり)故に官は其利金を徴せず、之を以て府下兩國、新大橋、永代の三大橋修繕費に充てしめ、若し餘金ありて上納するか、又は元金年賦上納及び運上金は、悉く目減り、切れ等の如き世間不通用の金銀を以てせしめれば、官も民も共に利ありて頗る良法なりしも、遂には一二の奸商ありて、私利壟斷をなし、より、自然風をなして初の趣意に悖り、買占め商賣をなし、市中の物價に大影響を起せるも、彼等は所謂豪商にて根柢固く、手を附け難かりしを、菱垣廻船積問屋共より、是迄年々一萬二百兩づゝ冥加上納金致來候所、問屋共不正之趣も相聞え候に付、以來上納に不_レ及

候、尤向後右仲間株札は勿論、此外都而問屋中間並組合杯と唱候様は不_レ相成、右に付是迄右船に積來候諸品は勿論、都而何國より出候何品にても、素人直に賣買勝手次第たるべく候、且又諸家國産類、其外總而江戸表へ相廻し候品々も、問屋に不_レ限、銘々出入之者引請賣捌候儀勝手次第云々と一令の下に彼等をして並の商人と化し去らしめしより、之に附隨せる輕子、荷揚等の勞働者まで一時頼る所を失はしめたり。又「湯屋、髮結の類は、直段に不_レ拘故、不_レ沙汰_一處、同商賣の内下直に致し候者於_レ有_レ之は、組合の者より故障申聞不_レ時之事_一」右商賣之者も、株札は勿論、仲間と相唱候儀令_二停止、町内同商賣之者軒並出來候共、決而差障無_レ之_一」女淨瑠璃寄せと唱候場所_一」稽古人を集め、多人數入込_一」一切令_二停止_一」川筋往來之日覆船簾を下し、河岸又は橋間等へ繋ぎ置、中には猥之儀も有_レ之哉に相聞え_一」寒氣之節たり共、平常簾を捲上可_レ申_一」云々又子供手遊之儀、近來高直之品致_二賣買_一候段、幼年之節より宜品を見馴れ、自然と奢侈に邁_レ候基_一」高直之品決而賣出し申聞敷、若於_二相背_一は役人相廻し密々買上、吟味之上嚴敷咎可_レ申付_一」云々等にて其他衣服、櫛、簪、下駄の類まで、一切美麗高直の品の賣買を禁じたり。されど久しく大御所時代の奢侈に馴れたる人情はいかで服従すべき、殊に幕府より縁付けたる公子女の大名邸の女中等に至りては、毫も之に關せず舊の如き贅澤をなすより、密々に之を賣買せしが、此令文に顯はせる如く、密々役人を廻したる

より、忽ち露顯して土藏家宅に封印付けられしもの二十六人、其内家財關所、江戸拂ひとなりし者三人、所拂ひの者二十餘人、此時俳優市川團十郎の父海老藏の深川木場の家作は頗る花美を盡せしを以て、父子とも手鎖の上、追て家財關所、海老藏は江戸拂ひとなり、尾上菊五郎も居宅花美を盡し、に海老藏の事に怖れ、大阪に滞在して江戸に歸らず、此頃深川永代寺門前の料理やは、何れも酌女と號して美女を抱置き、娼妓同様の事をなさしめし者悉く取拂ひとなりて、吉原町へ追込みたり凡そ是等の事は迅雷耳を掩ふに遑あらざる如く、急劇に施行せられたるより、府下の人心恟々として殆んど生氣なきが如く、唯異口同音に怨聲を放てるより、或一部には、花美の品賣買なきまゝ、事の可否に頓着なく、只管水越を攻撃するものありて、幕府大奥の女流之に雷同せるに、彼の町奉行部下の小吏等、幕吏の常として、斯る中にも賄賂を以て其視察處分に寬嚴の手心をなしたる證據、比々として顯はれしより、總べてを忠邦の方寸に出でし如く言做し、攻撃の度彌々高まりたり。

〔御學習所〕 又忠邦元水戸齊昭に知られしは、文武の熱心に依りしが、其學說も同一なりしに依れり、されば齊昭は、水戸家の家風として、皇國即ち尊王主義なるに、忠邦亦同主義なりしは、天保十一年忠邦、傳奏衆の旨を諒し、幕府は西の丸造營等用途多端の中より、仙洞御所へ數寄屋を造りて上り、十三年には勅旨(仁孝天皇)を體して京都に御學習所を建てたり、此事は他の老中に不同

意の人もありしを、忠邦は、從來堂上家の、由もなき輩の學說に惑はざるは、畢竟京都に堂上家の就學すべき然るべき學校なきに依る、故に就學所を設け、堂上家を以て堂上家の子弟を教へしめ所可代在りて之を監督せば、學問も就り、風儀も一定すべしといふに在り、(是れ後に學習院と改め、尊王攘夷の會議所の如くなれり) 且つ忠邦の議に今天下三百の諸侯あり、幕府其上に在れば、皇室は中興の期なし、是却てめて度御事(中略)幕府との御中合の六つかしきは、偏に財利の上(中略)にあり、天下は元來王室の天下なり、今京師の御物入だけ足すに、六七萬石にて足る云々と、さるかに従前の老中とは異にして、質素儉約は毫も朝廷には及ばさず。又武備の擴張等に付ても齊昭と意見同一にして、既に天保十一年に、江戸城警備手當の爲めに、關東八州に在る諸大名の領地(飛地といふ)を他國と引換ふるの建議は、水戸家にも嘗て主張する所なるを以て、此年水戸齊昭も幕府に請うて土地改正に着手したり。殊に海外に對する強硬は、彼の文政八年の二念なく打拂ふべしを厲行するにある等、悉く同一主義なりしが、後忠邦此主義を一變せるより、水戸家とも氷炭の如く、又是等のため、水戸齊昭も幕府の嚴譴に逢へり、次條にいふべし。

「シーボルト高橋作左衛門、華山長英秋帆の奇禍、蘭學の取締」 先きに蘭學者は、漢學者の學派争ひ、皇典學者の勤王嫌疑など紛紜の中に於て、獨り格物窮理の學と云を以て、利世益民として世上

に持囃されしより、諸大名中にも、海外の事情を知らんが爲め、藩士を長崎に遣はし又は江戸に出し、醫師又は阿蘭陀通辭に就て修學せしめしより、幾ばくもなくして長足の進歩をなし、阿蘭陀通辭を待たずして、阿蘭陀甲比丹の報告書を翻譯する者あるに至れるより、聖堂儒者輩の嫉妬を招きつゝありしに、天保元年、幕府天文方高橋作左衛門守時、江戸へ貢見の和蘭人シーボルトといふ者、露西亞國近刊の世界地圖を所持し、こは西洋最近の最も詳細なる著なるを聞き、之を懇望せしに、シーボルトは、此圖中に獨り日本及び蝦夷の圖は詳細を缺くを以て、之を交換せんとありしを諾し、國家の大禁を顧みず、日本地圖しかも幕府の編製に係る最も確實なる圖を以て交換せしに、此事疾くも有司の聞く所となり、守時は捕はれ獄中に死せしも、(自ら舌を喰切れりといふ) 大不敬の罪案を以て死罪に擬せられたり、茲に於て儒者輩より、蠻學禁止、蠻社取締(蠻學は蘭學の事、其蘭學教授の輩を、蠻社と綽名せり)の建議出で、爲めに蘭學に一蹶跌を來し、天保八年の頃より、モリソン一件といふ事、密々蘭學者間に行はれたり、こは英國よりモリソンといふ者を使節として、軍艦を率ひ、我が漂流人を護送せしめて、直ちに江戸に入航し、通商を請ふ由、和蘭陀甲比丹の報告書にありしに因ると、然るに甲唱乙和紛々として、世上に知れ渡れるより、八王子同心頭松本斗機藏といふ者、自ら府下居住の浪士を募り其防ぎに當らんと建議せるより、今にも

來寇せるかの如く騒ぎ廻るもありて、中にはモリソンは國名か人名かを知らず、或は船名と思ふ者もありしと、中にも參河田原城主三宅土佐守康直の家臣渡邊登、(華山) 醫師高野長英其迂愚を慨き登は憤機論、缺舌問答、長英は夢物語等を著はし、彼れ堅艦を以て、而も我が漂流民を護送せるに、我は二念なく打拂ふべしとあるに依り戦ひを挑まば、彼れの應戦する事必せり、然るに我に實備あるに非ざれば、國家の一大事なりとの意を以て世を諷せしを、儒者に雷同せる有司等、是れ亦蠻社輩の猥りに政治を私議し人心を惑はす造言となせるより、彼の苛察を以て世に鳴る目付島居忠耀は建議して、直ちに登、長英等を捕へて糺彈せしも、其密に同志を集め、府下豪商の米金を奪ひ、モリソン來航を待ちて、海外に通れんとか、或は小笠原島に在りて、モリソンを待受け、手引して江戸灣に入るべしなど、いふは、全く讒者の誣言なるに、モリソンも、是より先き日本に來航し、浦賀に入らんとせしに、房總の邊より發砲したるをもて、空しく引還せりといふ、夢物語の如きを誤傳せし事なれば、殆んど抱腹の至りなれど、當時の勢ひ、登は「兼而蘭學相學び、西洋諸國の政治武備等行届候に心迷ひ、終に恐れ多くも御政事向を批判致し候始末不届至極」との罪案を以て、在所に永押込ナカサシコ、長英は永牢となれり。尋で長崎町會所調役頭取高島四郎太夫(秋帆と號す)は、嘗て蘭學に志し、西洋術を研究して頗る得る所あり、西國大名の中に其家臣を遣はして隨身修業せしむる者少なからず、

然るにモリソン防禦に力瘤を入れたる武藝者等より、斯る輩が跋扈すればこそ、専ら外蠻を敬慕し、本邦固有の武技を嘲り、遂に士氣を衰へしむるなれとの嫉妬的論を、有司の間に吹込み、遂には彼れ砲術及び遠洋航海に熱心の餘り、近來捕鯨の爲めと稱して、同志と共に軍船に乗込み、蠻人を五島より導き、西國を襲ふ異圖ありとの説専らなるより、幕府は、其門人二十餘人と共に江戸に召し、目付島居忠耀尤も熱心に之が糺彈に當りしと雖も、毫も實蹟あるにあらず、反りて種々の事の反對者間に捏造せるを明かにせしも、島居元來蠻學反對の人として糺問年を重ねしも、何の罪蹟もなきより、猥りに外商に交るとか、町會所入用金を私消せりとかいふ如き枝葉の罪案にて永押込となしたり。是等に依て蠻學は有害無用の如く世に言ひ囃され、甚しきは蠻書を讀む者は必ず野心ある者と見做さるゝに至り、儒者輩よりは蠻學禁止の建議をなし、又杉田玄伯、桂川甫周等は其必用を建議する等、表には顯はれざるも、裏面の争ひは實に激甚なり、しかも皆忠邦に頼るを見れば、彼れが伎倆の程を察すべし。時に澁川六藏は、此間に立ちて獨り漁夫の利を占めんとして、蠻學取締の建議をなす、其大意は、

蘭學は、天文地理醫術迄、古今未發之舉國益と相成、然處近來浮薄の徒、只管奇說の穿鑿附會仕世を惑し、其儘に御差置候ては、御政事の害と相成可申に付、急度御取締、和蘭入津の風説書

は、長崎通事に任せず、封のまゝ、江戸へ差上させ、近年諸大名之内、家來の者に蘭學仕らせ、砲術其他追々蠻書相學ばせ、此者共は、終に海外諸國に匹敵せずなど、公儀御備御手薄の趣取沙汰致し候様相成候間、(假令ひ蘭學せずとも、心ある者の眼には、幕府に武備なきは知る所なり) 手醫師の外は蘭學仕らせ候儀は、急度御差止(是れ人智の發達を妨害するなり)可然、云々、と、是れ蘭學即ち海外の事物研究知識發展は幕府の専有として、六藏之に當らんと意なり、果して忠邦此言を容れて、蘭學の取締りを立てたるより、蘭學者は多く醫術の一方に奔れり、是れ今日比較的醫術の發達せる原因なり。

〔黒船打拂令の廢止、忠邦の罷職〕 されど忠邦は追ひ／＼に蘭學者の説を聞き、海外の情況をも臆氣ながら知る所ありしより、僅々不完全なる一二の砲臺を頼みに、外船を見るや、二念なく打拂ひを厲行するに於ては、遂に由々しき大事を惹起さんを感じて、是の年此令を廢し、成るべく穩和に取扱ふべきを令し、且つ蠻學取締りを施行せるも、漸く其手心を寛うし、陰に之を獎勵するの方針を執り、阿蘭陀人に命じて、器械、造船兵學等の書を舶載せしむ。是れ忠邦が從來の思考を一變したるにて、先きに投合したる水戸齊昭の意氣と背馳せるをもて、其衝突を避けんため、天保十二年七月、水戸殿御領中、土地方改正も不行届、且御住居向燒失後普請も出來不申に付、當年中御在

所之御願之通被_レ仰付_レ候處、土地改正并文武之儀骨折御世話有_レ之旨入_レ御聽、不_レ一方_レ御配慮之儀と思召候に付、別段之譯を以て、五六ヶ年御在邑被_レ成、御世話被_レ在_レ之候様被_レ仰出_レと詞巧みに水戸へ封じ込めたり。藤田東湖の書に「越前守、公(齊昭)の銳氣當るべからざるを慮り、暫く其鋒を避しのみ、而して公自ら信ずる事彌厚し、既にして越前守は攘夷令を廢し、士氣依て解體す、云々とあるにて知るべし。是より忠邦は、一意其所思を遂行し、往々同僚と衝突せるも毫も意に介せず、彼の異船打拂令の廢止は、殊に同僚の反對、及び三奉行、目付の中にも不同意の輩ありしも、之を遂行し、且つ密に長崎より種々の器械雛形等を取寄せたるなどは、或は將軍の心を蕩かして、質素儉約の趣意と矛盾せりとの誹謗もありしに、天保十三年、關東川々の普請に關し、例は諸大名の中へ手傳ひを命ぜるに、忠邦は、近來諸事諸入用打續き、諸大名も困弊せるを以て、此度は幕府手限りの普請とすべきを主張し、十四年、日光山へ將軍參詣の事に付て、其費用凡そ金四萬三千兩餘、扶持方三百五十二萬人扶持を要するを以て、他の老中は之を延期すべしといひ、中にも眞田幸貫は、之を以て軍備充實の費途にせんと主張せしも、忠邦は一意將軍の意を迎合し、殊に勝手掛りの事なれば、財計は自家の方寸にありとして之を遂行せしに、此年會ま去歳料所の凶歉より、財用に不足を生じ、依て惡貨の鑄造を計畫せしに、從來同僚中の不平一時に發せると、一方には、質素儉約改革沙汰の

ため、市民の怨恨は諸大名を経て幕府の大奥向きに波及し、其怨恨既に沸騰點に達し居たれば、今忠邦の蹉跌を聞くや、忽ち之に注ぎかゝり、内外相應じて攻撃せしよりさしも虎の如き勢ひなりし忠邦も、天保十四年閏九月、「御勝手向不行届之儀有之に付」との詞を以て職を奪はれ、同時に改革厲行の部下は、悉く職を奪はれしより、いつ令するともなく、質素儉約は日を追うて崩れたり。蓋し天保十二年より十四年に至る、僅々滿二年にして、又舊の淫猥なる江戸に復したるなり。

水戸齊昭の譴責及び幕府本城の焼失

土井利位、齊昭の隱居謹慎——木丸の焼失と其遺體

〔土井利位、齊昭の隱居謹慎〕 水野忠邦の奪職の後は、土井利位老中に首班として政局に當りしが、利位元來保守主義即ち御治世萬々歳を樂觀せるを以て、新政等は其欲せざる所、是を以て忠邦を江戸の繁昌の擾亂者なりと誹謗する者、即ち反對者等は、常に此人に望みを囑しつゝ、遂に利位をして忠邦排斥に當らしむるに至れり。借保守主義なるを以て、忠邦の質素儉約とか文武獎勵とかを以て、平地に波瀾を起すの好奇心となし、頻りに忠邦が施爲せる所を破壊せり、中にも忠邦の、大名中或る一部の心を失ひしは、大名供方の質素厲行にて、彼の虎皮又は葵紋付の鞍覆、又は打揚、腰網代、

二重黒などの駕を以て、得々として、市中狹ましと大手を振りて往來せしを、是等の品は平日遠慮すべしと令して用ひしめざりしより、かくては罪なくして家格を貶されしも同様なりとて、不平なりしなり、又忠邦が諸役所向き嚴重に締りを付けしより、大名の依頼手入れもならず、夫がため事に依て差支をも生せし等重なる事にて、特に後者は、幕府の有司等も内々大不平なりしなり。然るに水戸家は、時世に視る所あるより、三家の貴きを以て、第一に此質素を守るがため、他の大名等も濫々之に倣はざるを得ざるより、窃かに水戸家を以て變り物と誹謗せるに、齊昭は、群小等の妄評は耳にすべくもあらざれば、盛んに文武を獎勵せしは、前條に略述せる如く、且つ學校（今の大學）弘道館を振興し、其碑面に「（上略）上古神聖、（神代の天皇）立極垂統、（中略）聖子神孫、尙不背自足、樂取於人、以爲善、（孔孟の教をいふ、中略）我東照宮、撥亂反正、尊王攘夷、允文允武、以開太平之基、」云々と刻し、幕府大御所政治の最中に當り、公然と尊王攘夷を標示し、士氣を作興したるは、既に幕府と背馳し、頗る異様なりと雖も、之を以て一は幕府に諷刺して、太平の醉夢を覺醒せしめ、一は延て全國を警動して、之を風靡せしめんと意なるべし。果して西は薩摩、肥前肥後長門より、北は仙臺まで、漸々之に化し、皆法則を水戸に取らざるなきに至れり。想ふに家康の尊王は明白なるも、攘夷に至りては頗る疑はし、されど當時の勢ひ、武備を充實せんには、言

を外患の豫防に藉らざれば、忽ち謀叛を以て擬せらるゝより、已むを得ざるの標榜なるべしと雖も、
這般の秘密は、齊昭自身を除き、一二謀臣の外は知らざるなるべし。然れども耽眼なる水野忠邦は、
既に其幾分を覺れるを以て、彼の打拂ひ令を取消すと同時に、天保十四年五月幕府は、「水戸中納言
殿昨年来國政格別に被_レ行届、文武は不_レ絶研究被_レ在_レ之候趣、一段之事に被_レ思召_二候、猶此上御在邑
中、御領分末々迄、公儀御徳化に相靡き、被_レ遊_二御安心_一候様、厚く御世話可_レ被_レ成候、依_レ之御傳
來_一一振被_レ遣候、永く御秘藏可_レ被_レ成候、且御領分中巡見之節御用候様、御鞍轡被_レ遣、并何か御
用途之爲、黄金被_レ遣候、源義殿(光圀)之遺志を被_レ繼、益勵_二忠誠_一候様可_レ被_レ成候、御太刀(銘包柄
毛貫形)
御鞍轡、黄金百枚、と褒賞したり、水戸家の得意想ふべし。之に依て一藩の士氣は、尊王攘夷の爲
めには、水火の中をも物ともせざる程に振興し、從て有志の諸大名は、只管之を欽慕せるより、水
戸藩としいへば、殆んど海内を震懾せしめたり。蓋し忠邦の方寸は、水戸を以て自家樂籠中に封じ
込め、之に依て他の尊王攘夷(討幕の代名詞)の野心の防遏に備へんとせしならんに、忠邦斥けられ
て土井利位局面の立物となるに及び、其御治世萬々歳の樂觀的眼中には、三家たるものは成るべく
溫柔にして、太平の上にも太平を粧ひて、世の昇平を謀ること、御奉公の第一なるべきに、自ら率
先して、治平に亂世の演習をなし、殊に幕府の方策に忤り、盛んに尊王攘夷と呼はり、諸大名をして

往々其渦中に入るゝは、幕府に取りて危険至極の事との感想を起し、是の年忠邦を斥けらるゝや、
僅々五箇月以前に優賞を加へたるに引變り、忽ち水戸家の疎斥となり、翌十五年五月、利位の計ら
ひとして幕府より、「水戸中納言殿御家政向、近年御氣隨之趣相聞、且御驕慢に被_レ爲_レ慕、都而御一
己之御了簡を御制度に被_レ觸候事共有_レ之候、御三家方は、國持始め、諸大名之可_レ爲_二模範_一所、御遠
慮も不_レ被_レ在_レ之候始末、御不興之事に被_レ思召_二候、依_レ之御隱居被_レ仰出、駒込屋敷へ御住居、穩便
に急度御慎可_レ被_レ在_レ之、御家督之儀は、鶴千代磨殿へ被_レ仰出、云々。同時に側用人戸田銀次郎、
藤田虎之助、(東湖)今井金右衛門は、「水戸中納言殿御在職中、御家政不_レ宜(中略)右様之事共に被_レ至候
は此者共、俱々中納言殿御存意に叶候様取計、不_レ堪之至、依_レ之役義召放、塾居被_レ仰付、」との譴責
あり。其外數人、同様の罪案にて逼塞、閉門等申付けられたり。斯く幕府の處置、賞罰手の裏を返
す如くなるは、蓋し之を以て諸大名が尊王攘夷呼はりする見懲らしにせん爲めなるべしと雖も、事
は豫想に外れ、會ま以て其無定見を諸大名に見透かされ、反りて水戸家の冤を憤り、益々之と交誼
を厚くするの傾きとなりて、幕府の威勢漸く衰へたり。想ふに徳川氏の隆盛に赴きしは、往昔家綱
幼主の時に當り、水戸光圀の扶掖與りて力あり、其衰敗に赴きしも、亦水戸齊昭の處罰に起因す、
實に奇といふべし。然るに此事たる、幕府衰敗の起因たるのみならず、亦水戸家自身衰敗の基とも

なれり。そは此時有爲の賢材悉く叱斥せられ、庸劣若くは佞嬖の徒、事を用ふるに至り、遂に一藩兩派に分れ、鬭争に終れり。

〔本丸の焼失と其造營難〕 右の如く利位政局に當り、大に一部の人心を收め、専ら爲す所あらんとせしに、天保十五年五月、不圖本丸大奥より出火して、悉く炎上したり。蓋し本城は、明暦三年以後炎上の事なきをもて、諸人の狼狽警へんに物なく、將軍すらも、僅かに近侍を從へて山里へ避難せる程なれば、既に廣大院附上臈年寄牧野伊豫守姉花町、同中臈桂川甫資姪天江、土屋兵部叔母浪浦を始め、三十六人焼死せるにても其慘狀は推知するに足る。依て本城殿舎造營の工を起し、利位其總奉行となりしに、此時幕府の財用は、天保十三年の歳入金百十萬千四百四十五兩、外に五十五萬七千三百二十三兩は、水野忠邦の計らひとして金銀吹替へ出目の益、米は五十七萬五千七百八十石なりといふ、(此高、一書には、金百七萬三千云々、米八十六萬八千九百云々とあれど、今奥右筆北角某の説に従ふ) 此内より諸向きの費用に充つべき高を引去る時は、金に十三萬九千三百兩餘の不足、米に七千六百餘石の剩餘也。但し家齊賜子を濫りにせし事とて、天保十年には、歳入、歳出を支ふる能はざりしといふも、こは其前數年凶歉打續きたる餘弊を受けたる故ならん、其後削封、改易等の輩ありて、加増、取立て等の輩ありしも、彼此計算して、出す所五萬二千餘石にて、收むる

所五萬九千石を超えたり、依て此高を出せりとあれば、以て幕府財計の困迫を知るべし。されば今大城殿舎の工を起すに於て、其費途の財源に苦しめるより、先きに水野忠邦が西の丸普請總奉行としての仕方に倣ひ、諸大名に上納金を内諭せんと、先づ利位自身首として金一萬二千兩上納を願出でしかば、流石に他の老中も見過し難くや、阿部正弘、牧野忠雅、戸田忠溫も、利位の金額を標準として獻金を願出で、自餘の有司も競うて出願したれば、利位更に譜代大名に之を勸告し、同時に旗本士市人にも、それ〴〵高持及び富有の者へ内諭して、上納願ひを差出させ、殊に薩州は、世子家祥の御臺所生家たるの姻みを以て、上納金十五萬兩を願はせ、之を標準として、加賀、仙臺に及ぼす手段なりしも、仙臺よりは、一向に此事に付て、土井家へ何の間合せも相談もなければ、(大名より幕府への願ひ伺ひ事は、總べて前以て月番若くは其掛り老中へ内意を問合せ、其差圖に依て表向差出す例なり) 利位より仙臺留守居役伊藤要人を招き、上納金額ひを内諭せしに、其返答の大意に「御本丸炎上に付ては、先例之通、棟割御手傳も可被_レ仰出_二やと、陸奥守にも心得罷在候所、上納金額と有_レ之ては、先例曾以無_レ之事、既に七ヶ年以前西丸炎上之節上納金相願候儀は、寛政十一年西丸炎上御普請の節、諸大名夫々木石金穀等上納願の先例に隨ひ候得共、此度之儀は、右之振合にも難_レ相成、尤新御法にて御手傳を相止め上納金被_レ仰出_二とあらば格別、此方より願出申間敷」とあり

しかば、利位の胸算悉く外れ、元來手傳ひとありては、棟割に幾部づゝを課する事にて、其高は上納金の如き巨額に達せざるより、此新手段を取りしに、斯く仙臺家より申出づる上は、其餘の大名へは勿論申すべくもあらざれば、遂に此事は沙汰止みとなし、同時に右は全く奥右筆組頭田中休藏の調べ方疎忽なるより、御外聞を汚したりと、休藏を「思召有之、御役御免差控」と處罰し、利位も病ひと稱して職を辭せりと、北角覺書に見えたり。是より阿部正弘老中の首班たるを以て、代りて普請總奉行となり、即日「御本丸御普請に付、萬石以上以下共、願之通上納金被_レ仰付_二面々_一、追而御沙汰有_レ之迄、上納之儀差控候様可_レ被_レ致、」と令して此醜體を彌縫したるは、既に幕政の澆季を察知するに足る。尋で一萬石に付金五百兩の割を以て、高割手傳ひを加州始め二十六家に課して工を起ししが、尙補足の爲め金銀吹替へを行ひ、彌々劣悪貨幣を濫造せしも、既に幾多の惡貨に慣れ來れる事として、そをとやかく評する者なきに至れり。

外交問題と水野忠邦の復職

和蘭の忠告と忠邦の復職——後藤三右衛門の獄

〔和蘭の忠告と忠邦の復職〕

右の如き多端の中に、此天保十五年（十二月改元弘化）四月來航の阿

蘭陀甲比丹より、長崎奉行に書を呈して、英國、佛國等、日本に使節を派して、通商を請求せんと聞く、和蘭國王は年來日本と交誼あるを以て、之を默視するに忍びず、特に使節を派して日本に警告せんと、既に本國を發せり、此使節は、從來通商の爲め來航する甲比丹の比に非ず、國王の使節として、日本大君に呈する國書を携へたれば、其待遇も亦相當の禮を加へられたし、且つ國書は、各國の例として大君へ直ちに呈したし、若し已むを得ざるに於ては、御老中へ直ちに呈したし、右は國王の使節たれば、軍艦に乗り、警衛の兵員も率ゐたれば、兼て其御心得ありたしとの事なりしかば、奉行柳生伊勢守久包より、之を江戸に急報せしに、此時幕府は、質素儉約、武備充實等は徒らに昇平を攪亂する説となし、偏へに人心を和らげ、太平を粧はんとせる中なれば、阿蘭陀は年來御國恩を蒙りながら、突然と國王より使節を以て國書を呈し、剩へ御老中へ手渡しにすとか、軍艦兵員を率ゐ來るなど無禮至極なれば、早々長崎より追還さるべしといふもあり、或は阿蘭陀のみならず、英佛二國よりも同様との事なれば、是等も必らず軍艦、兵員を率ゐ來るべく其上彼等望み叶はざるに於ては、必ず前年の露西亞の如く、我國に寇すべし、依て先づ諸大名に令して、各々嚴重に人數備置き、御下知次第合戦の手筈定め置く方、急務なるべしといふもありて、（北角覺書評定所評議に據る）殆んど當惑の外之に當るの術なきが如く、遂に水野忠邦を復職せしめ、専ら之に當ら

しめんと一決して、之を將軍に推薦せり。(蓋し此時阿部正弘の如き、専ら事に當らんとの下心なるも、外交の事は、將來に於て及ぼす所多大なれば、其難局は先づ他人に譲りて、其如何を試み、事として難事に非ざるに於ては、我之に當るも難からずと、所謂二の足を踏み、故らに先きに斥けたる水野を出し、なりとは、北角某の記にあれど、果して然りや否や、唯記して参考に資するのみ)依て將軍家は、先きに忠邦派なりし、若年寄大岡主膳正忠固を以て忠邦に、他の老中等之に當るの術なきを告げ、復職せしめんとの内旨を下し、此年六月再び加判の列上座を命じ、此事に當らしめたり、時に何者か「そら出たぞ油断をするな土用水」と落首せり、以て庸吏輩驚愕の情態を察するに足る。さて忠邦より、側用人なりし堀大和守親審を老中格に推薦して、共に之に當る。果して英佛二國の軍艦琉球に來り、通商を迫り七月に至り、阿蘭陀軍艦長崎に來航す。(詳細は幕末史に譲る)幕府長崎奉行を以て、之に應接せしめしに、彼れ國書の外に勸告書を呈せり。其大意は、近時西洋各國の情況より、佛の勃興、英の強大を説き、是等と通商するの得策にして、日本長く鎖港せんとするも、遂に及ぶべからざるを以てす。然れども、彼れ元來本邦と通商するを以て、其諾否は敢て迫らずして去れり。幕府は、事國家の機密に係るを以て、之を秘密に附せしも、諸大名漸く其内情を探知して、和戦の私議紛々たり。

〔後藤三右衛門の獄〕

嘗て町奉行にて、此時寄合なりし鳥居忠耀は先きに阿蘭陀國王使節取扱ひに付ては、勤役中にて評定所一座なれば、其評議にも加はり、頗る諸有司の無識を憤慨し居りしに再び水野忠邦出で、其事に當れるより、彌々老中等の無能を慨き、いかにもして再び世に出で、一手腕を振はんと思ひ、兼々懸意なれば、澁川六藏に依て阿蘭陀國の書翰和解を借受け、且つ忠邦全盛の日徒士目付たりし金田故三郎、及び石河疇之丞等に託して、諸有司の意見より、諸大名の外寇に對する情況等を探索せしめ、大に爲す所あらんとせしに、會々幕府金銀改鑄の舉ありて、金改役後藤三右衛門専ら之を擔任せしが、彼れが宗家庄三郎は、文化七年引負ひの罪に依て獄門に處せられ、其跡役となりしなれば、此改鑄の功に依て宗家の祖庄三郎は、家康、秀忠に昵近したる由緒を以て、家格取立ての事を、嘗て鳥居忠耀に依て内請する所ありしに、同宗後藤四郎兵衛之を聞き、三右衛門、時の勢ひに乗じて、宗家の格に上らんとは其意を得ず、庄三郎が家絶ゆるに於ては、四郎兵衛こそ總領たるべけれと憤れるも、當時日の出の鳥居が援助といふに辟易せしが、忠耀職を去るに及び、老中牧野忠雅に取入りて、後藤三右衛門が金銀改鑄に付ての私欲より、家格取立ての内請に及びたる始末を委細に申し、かば、此時一方には、忠邦外交の局に當り、將に六に爲す所あらんと、密かに諸有司の黜陟を行はん色ありて、何れも恐怖しつゝあると、一方には、外交も事豫想

に反して、彼等平穩に退帆せしを以て、折もあらば忠邦に反抗せんとしつゝある時なれば、三右衛門が私欲を捨置き難しと、俄かに之が糺問に取掛り、鳥居忠耀も之が連累として引出され、且つ金田、石河等まで糺問するに及び、石河及び濱中三右衛門等は、己れ等が罪を宥めらる一端にもと思ひけん、忠耀が近時の所爲を委細申立てしより、遂に水野忠邦、堀親密等にも連及し、弘化二年二月、忠邦、親密等も職を奪はれ、(忠邦職に在る事僅かに九箇月、故に事の見るべきものなし)尋で忠邦親密は削祿の上、忠邦は出羽山形へ轉封蟄居を命ぜられて、終に世に出でず、鳥居は九龜へ御預け、後藤は死罪、金田、澁川、石河等は、或は流罪、御預け、追放等に處せられたり。是より阿部正弘老中の首班として幕末最初の政局に立てり。

徳川時代史下 終

(本日時代史第十卷)

昭和二年三月十二日印刷
昭和二年三月十五日發行



編輯兼發行者 早稻田大學出版部

右代表者 種村 宗八

東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者 竹内喜太郎

東京市牛込區榎町七番地

發行所 早稻田大學出版部

東京市牛込區早稻田
番地東京一二三番

日清印刷株式會社印刷

23
265

終